

## 住民監査請求（政務活動費）について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、令和4年11月21日に提出された住民監査請求について監査を実施し、令和5年1月20日に請求人（4人）に通知しました。（同年同月19日決定）

### 1 請求の要旨

令和3年度に交付された政務活動費について、議員事務所で政務活動以外の活動を行い合理的な説明なく50パーセントの按分基準を超えて交付を受けるのは不当利得である。監査委員は、市長に対し、市会議員に不当利得を返還させるべく、不当に支出された政務活動費の交付を取り消し、返還請求させるなど、必要な措置を講ずるよう勧告されたい。以上、地方自治法242条1項に基づき監査請求する。

### 2 監査の結果（勧告）

#### （1）監査委員の判断の要旨

政務活動費は、用途を限定して交付される公金であり、残余があればこれを返還しなければならないことから、政務活動費の交付を受けた会派が、当該年度において交付を受けた政務活動費を用途基準に違反する支出に充当した場合には、当該会派は、用途基準に違反する経費に充当された部分に相当する額について、本市に対して不当利得返還債務を負うものと解される。

また政務活動費は、毎月会派に対して一定額が交付され、政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該会派の経理責任者と連名で、当該年度の収支報告書を作成し、残余があればこれを返還する制度となっていることから、個々の支出行為の時点では、当該支出に政務活動費が充当されるかどうかはまだ未確定であり、収支報告書により政務活動費に係る支出として計上されてはじめて当該支出に政務活動費が充当されたことが確定することから、用途基準に違反する政務活動費の充当を収支報告書に記載することにより、本来負担すべき残余額返還義務を免れ、会派に不当利得が発生する。

そして、政務活動費の適正支出の確保の名の下に、長など執行機関が政務活動に対して不当な干渉を及ぼすことが許されないことは言うまでもないが、そもそも市民の税金が政務活動費の原資であることを考慮すれば、一義的には、交付を受けた各会派及び各議員がその支出の適正性を自律的に確保するとともに、市民に対してその用途に関する説明責任を負うことになる。この前提に立ち、本市市会は、全会派及び議員が政務活動費を充当する場合に遵守すべきものとして本件手引きを自主的に作成し、その中で「活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不相当であることが明らかな場合は、合理的な方法により按分すること」と定め、また「会派（議員）の政務活動の実態に応じ、合理的に説明できる比率を基本として、合理的な区分が困難な場合は、2分の1を按分の基準とする」と定めていることから、本件手引きを基準に判断する。

以上を前提に、請求人の摘示する市会議員について、50パーセントを超える率で政務活動費が充当されている政務活動補助職員人件費、家賃、電話代、水道光熱費及び携帯電話代を確認したところ、①業務週報や事務所の床面積比など具体的な根拠をもって充当率を定めているものと、②政務活動以外の活動を行っていないとして100パーセント政務活動費を充当しているものがあり、それぞれ異なったアプローチが必要であることから、別途に検討する。

また、維新会派に所属する市会議員において行われている選挙按分について、③関連する経費について按分率が整合的でないと思われる事例が散見されたので、この点についても検討することとする。

#### ア 具体的な根拠をもって充当率を定めているものについて

業務週報等により、政務活動補助職員人件費、家賃、電話代及び水道光熱費について80又は90パーセントの充当率を採用しているものと、事務所の床面積比による按分により家賃及び水道光熱費（電話代については対応が異なる。）について60又は90パーセントの充当率を採用しているものが認められるが、いずれも按分にかかる本件手引きの基準に違反すると認めることはできない。

#### イ 100パーセント政務活動費を充当しているものについて

（ア）他の事務所を訪問することなどを求める貼り紙があるとするものなど

他の事務所を訪問することなどを求める貼り紙があるとするもの、政務活動用の事務所と同じ住所に後援会の事務所があるとするもの、政党のホームページに政務活動専用事務所の住所等が記載されているとするもの、事務所に政党等のポスターが貼られていたり、広報板や「政治活動用事務所」の看板等が設置されているとするもの、事務所に後援会連絡所の看板が設置されているとするもの、事務所に政党の党員や後援会のボランティア募集の貼り紙が貼られているとするもの、事務所に後援会や政党支部のポストが設置されているとするもの、政党支部発行の広報紙の発行元が政務活動専用事務所となっているとするもの、議員のSNSやホームページに政治的活動に関する記載があるとするもの、政治資金収支報告書に記載の政党支部又は後援会の会計責任者又は事務担当者が給与等に100パーセント政務活動費が充当されている政務活動補助職員と同一であるものについて、いずれも按分にかかる本件手引きの基準に違反すると認めることはできない。

**(イ) 政治資金収支報告書に記載の住所や連絡先電話番号が政務活動専用事務所と同一であるとするもの**

電話番号の記載については、単なる連絡先として記載されたものとみることでもでき、単なる連絡先となっているにすぎないのであれば、当該事務所で党務や後援会活動が行われているとはいえないと解される場所、それ以上の党務や後援会活動が政務活動専用事務所で行われていることを示す事情は認められない。

よって、政治資金収支報告書の電話番号の記載をもって、按分にかかる手引きの基準に違反しているとは認められない。

ただし、主たる事務所の所在地については、政治資金規正法が明文で届出が必要と定めている事項であり、主たる事務所の記載が単なる連絡先として形式的に記載されたものと認めることはできず、政治資金収支報告書の主たる事務所について政務活動専用事務所と同じ場所に置いているものについては、事務所の用途が混在しているものとみなさざるを得ない。当該政党支部の政治資金収支報告書には、当該年度に収入および支出の記載もあり、政党支部としての活動がある以上、主たる事務所において何らの実態もないとの説明は受け入れがたい。

したがって、政党支部が置かれている事務所の家賃等事務所費について、政務活動費を100パーセント充当している宮脇希市議については、政務活動費を誤って充当したものと認められる。そして、合理的な基準が示されていない以上、50パーセントを超える部分については、按分にかかる手引きの基準に違反している。

**(ウ) 政治資金収支報告書に記載の連絡先電話番号が携帯電話であり政務活動費が100パーセント充当されている携帯電話の用途が混在しているとするもの**

携帯電話は、その他の事務費と異なり、その性質上利用が事務所内に限定されるものではないため、事務所では政務活動のみを行っているとの理由で、政務活動費を100パーセント充当することは正当化されない。複数の携帯電話が適切に使い分けられている限りにおいて、政務活動専用の携帯電話の料金に政務活動費を100パーセント充当することができるとするべきである。

そして請求人が指摘する2件のうち、1件については政治資金収支報告書記載の番号と、政務活動専用の携帯電話の番号が異なっていることが確認された。

他方、野上らん市議については、複数所持しているうちの政務活動専用の携帯電話番号を後援会連絡先にしており、用途を混在させていると認められる。なお、後援会にかかる令和3年度政治資金収支報告書には携帯電話の番号の記載がないが、別の番号が記載されるなどの事情はなく、引き続き同一の携帯電話が後援会の連絡先となっているとみるべきである。

したがって、これに政務活動費を100パーセント充当していることは、政務活動費を誤って充当したものと認められる。そして、合理的な基準が示されていない以上、50パーセントを超える部分については、按分にかかる手引きの基準に違反している。

**ウ 選挙按分に関連するものについて**

選挙按分は、選挙期間において、市会議員が、自身が所属するのと同じ政党から立候補している候補者の応援など政務活動以外の政治活動に従事することが多く、そのための活動拠点として普段はもっぱら政務活動の用に用いている事務所を用いることがあり、また政務活動に従事させている補助職員にその活動の補助を行わせることがあるという事情を踏まえて行っているものと考えられ、社会通念上合理的な取扱いであると認められる。ただし、選挙按分を行うのであれば、関連する経費について、特段の事由がない限り整合的な取扱いとしなければならない。

## (ア) 賞与

賞与について選挙按分を行っていないとしても、按分にかかる手引きの基準に違反しているとは認められない。

## (イ) 労働保険料

労働保険料は、労働者に支払う賃金総額に労災保険率と雇用保険率をそれぞれ乗じて得た額であり、そのうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と被保険者（労働者）双方で負担することになっている。

したがって、賃金総額に政務活動費を充当できない部分が含まれている場合、当該部分にかかる労働保険料については、被保険者負担額についてはもちろんのこと、事業主負担分についても政務活動費を充当できないと解すべきである。

よって、給与について選挙按分を実施している政務活動補助職員にかかる労働保険料について、全額政務活動費を充当しているものは、按分にかかる手引きの基準に違反している。

## (ウ) 振込手数料

選挙按分を行う場合、政務活動補助職員の給与等について、10月の31日中13日部分にかかる金額の半分、月額約21パーセント程度について政務活動費を充当しない（私費等で負担する。）取扱いとなっている。

本件収支報告書等によると、政務活動補助職員の給与及び事務所家賃について選挙按分を行いつつ、その振込手数料について全額政務活動費を充当している事例が見受けられるが、これらについて、仮に私費等で負担する金額を除いたとしても、残額の振込みに同額の振込手数料が必要となることから、振り込まれる金員にかかる按分の有無に関わらず、振込手数料の全額が政務活動費を充当する給与や家賃の振込に必要な費用であるとも考えられる。

しかしながら、当該給与及び家賃のうち私費等で負担する部分についてみると、私的な金員の振込が、政務活動費という公費の負担によって行われていることになり、政務活動費によって私的な利益を得ている状態になっているのであって、このような政務活動費の充当は不相当であるというべきである。

よって、選挙按分を実施している政務活動補助職員にかかる給与及び事務所家賃についての振込手数料に全額政務活動費を充当しているものは、按分にかかる手引きの基準に違反している。

## (2) 勧告の要旨

市長は、2か月以内に、大阪維新の会大阪市議員団に対し、次の金員を請求すること。

- ア 宮脇希市議の事務所費について、1/2を超えて政務活動費が充当されている金額
- イ 野上らん市議の携帯電話代について、1/2を超えて政務活動費が充当されている金額
- ウ 10月分給与について選挙按分を行っている市議の支払った労働保険料について、被保険者に対する給与等の総支給額中選挙按分により私費で負担した部分に対応する労働保険料に政務活動費が充当されている金額
- エ 選挙按分を行っている給与又は事務所家賃の振込手数料について、選挙按分の率を超えて政務活動費が充当されている金額